

議案第 6 号

市指定文化財「糸根の松原」の指定範囲の一部指定及び一部解除について

山陽小野田市文化財保護条例第 8 条第 7 項及び第 1 0 条第 1 項に基づき、下記の市指定文化財の指定範囲を一部指定及び一部解除すること。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出

山陽小野田市教育委員会

教育長 長友 義彦

記

名 称 糸根の松原

所 在 地 山陽小野田市大字埴生字赤子寝 3 2 2 9 - 1 2

所 有 者 山陽小野田市

指 定 日 平成 2 年 1 1 月 2 9 日

変更理由 糸根地区公園の整備に伴い、開発予定範囲が市指定文化財糸根の松原の市指定範囲に含まれる計画となっている。一部解除範囲は、現在クロマツが育成しておらず、国道 1 9 0 号線からの進入路として使用されている。市指定範囲を見直すことで、新しく整備される公園と、糸根の松原が共生でき、多くの市民が集う公園になるとともに、糸根の松原に触れる機会が増え、文化財保護への理解も深まることが期待される。令和 6 年 1 0 月 1 0 日に開催した文化財審議会で答申を受け、市指定文化財「糸根の松原」の指定範囲について、別添のとおり一部解除し、市指定外の範囲内でクロマツの生育が認められるため、新たに一部指定する。

指定面積 市指定時面積 1 2 , 0 0 0 m² 変更後面積 1 1 , 0 0 0 m²